

自動車排出ガス対策計画

計画の対象期間	2026 年 4 月 1 日～2029 年 3 月 31 日
---------	--------------------------------

1 事業所ごとの自動車の使用台数

(2026 年 3 月 31 日現在)

整理番号	1	2	3	合計
事業所の名称	産業生活部 クリーン課	消防本部 (消防団含む)	その他部署 (庶務課共用車)	-
事業所の所在地	丸亀市川西町 南乙 66-1	丸亀市大手町 2-1-37	丸亀市大手町 2-4-21	-
自動車の使用台数	65	53	17	135

2 自動車の使用に伴う大気環境の負荷の低減を図るための方針

自動車は、窒素酸化物や浮遊粒子状物質などの大気汚染物質のほか、地球温暖化の原因物質である二酸化炭素を排出ガスとして大気環境中に放出することから、事業活動における自動車の使用に伴う大気環境の負荷の低減を図るため、次の方針により取り組むこととする。

- 我々の生活環境や地球環境を守るため、自動車を使用する我々自身が排出ガスによる大気汚染者であり、温室効果ガスの排出者であることを認識し、自動車の使用に伴う大気環境の負荷の低減に努める。
- 自動車の効率的な使用等により、自動車の使用をできるだけ抑制するとともに、整備点検を確実に実施し、アイドリングストップやエコドライブを徹底して、排出ガスを減少させるよう努める。
- 自動車の新規購入または更新に当たっては、低公害車の導入を積極的に検討する。

3 排出ガスの排出量が少ない自動車の導入に係る事項

自動車区分	2025 年度末時点の台数	2028 年度末時点の目標台数
総自動車台数	135	136
電動車等の台数	4	5
導入割合	3%	4%

4 自動車の使用抑制、並びに適正な整備及び運転の実施に係る事項

項 目	内 容
自動車の使用抑制	• 近距離の場合、業務に支障のない範囲で、徒歩または自転車を利用する。 • 可能な限り、公共交通機関を利用する。
自動車の適正な整備	• 日常点検やエンジンオイルの適正な選択・定期的な交換、適正なタイヤ空気圧の維持など、十分な点検整備に努める。 • ガソリン車から電気自動車やハイブリッド車の導入を検討する。
自動車の適正な運転	• アイドリングストップ、急発進・急加速運転の削減などに努める。 • 経済速度による走行を心掛ける。

5 自動車排出ガス対策計画の推進体制

- 全庁推進責任者：丸亀市ゼロカーボンシティ推進本部
- 各担当課推進責任者：各課推進担当者
- 実施担当者：各担当課の車両管理者 および 全運転者

<<推進方法>>

各担当課推進責任者は、毎年度、当該事業所における取り組みの実施状況を確認し、全庁推進責任者に報告する。全庁推進責任者は、全庁の取り組み状況を取りまとめ、取り組みが不十分な場合は原因究明と適切な措置を指示し、必要に応じて計画の見直しを行う。